

終活サポーター協会会員規約抜粋

第1章 総則

(名称)

第1条 当協会は、終活サポーター協会と称する。

(主たる事務所等)

第2条 当協会は、主たる事務所を神戸市須磨区に置く。

2 当協会は、決議により従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

(目的)

第3条 当協会は、高齢者、障害者等の終活全般支援を目的とし、その目的達成のために下記の事業を行う。

1. 相談援助業務
2. 専門家紹介
3. 老人ホームの紹介及び見学同行
4. 終活セミナー、講演
5. 前各号に付帯する一切の業務

(公告)

第4条 当協会の公告は、協会運営のWEBサイト掲載により行う。

第2章 会員

(種別)

第5条 当協会の会員は、次の3種とする。

1. 正会員 当協会の資格講座を修了後、サポーターとして活動する個人または団体
2. 賛助会員 当協会の事業を賛助するため入会した個人または団体
3. 名誉会員 当協会に功労のあった者または学識経験者で総会において推薦された者

(入会)

第6条 正会員または賛助会員として入会しようとする者は、協会が別に定める入会申込書により申し込み、代表者の承認を受けなければならない。その承認があったときに正会員または賛助会員となる。

(入会金及び会費)

第7条 正会員は、協会規則において別に定める入会金及び会費等を納入しなければならない。

2 賛助会員は、協会規則において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、協会規則において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、代表者は当該会員を除名することができる。

1. この規約その他の規則に違反したとき
2. 当協会の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき
3. その他の除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

1. 会費の納入が継続して半年以上なされなかったとき
2. 総正会員が同意したとき
3. 当該会員が死亡し、または解散したとき

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 当協会は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

(会員名簿)

第13条 当協会は、会員の氏名または名称及び住所を記載した会員名簿を作成し、当協会の主たる事務所に備え置くものとする。

2 当協会の会員に対する通知または催告は、会員名簿に記載した住所または会員が当協会に通知した居所にあてて行うもの